

第Ⅶ編 地震・津波災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興の基本方針

□各課

【基本方針】

風水害は、本編で述べる地震・津波災害への対応とは異なり、気象観測や解析・予測技術の発達や情報通信機器の高度化などにより、ある程度は市へ迫る災害に対する備えが可能である。これに対し、地震・津波災害は阪神淡路大震災や東日本大震災の災害態様にみられるように、現在の科学技術では地震や津波発生の完全な予知・予測が困難なため、突然の大地震や津波による災害発生時には、平常時に備えている地域防災力を十分に発揮するいとまがなく、地域の広い範囲で大きなダメージと多大な人命や住民の財産を失うことが予想される。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建と地域社会の再構築である。そのため市は被災者の生活再建を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、国や県等の関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 1) 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す。更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すことについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 3) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。